

携帯電話分野に関する意見交換会

事務局説明資料

通信契約と端末販売の分離

一 昨年の報告書の概要

- ・ MNOの端末の販売に当たっては、事実上、通信役務の提供と端末販売とが一体として行われており、その際、端末価格を通信料金から大幅に割り引くといった販売方法が取られている。
- ・ このような販売方法は、ユーザーの端末選択において、SIMフリースマートフォン端末(MVNOが提供する端末を含む。)に対し、MNO各社が販売する端末を有利な状況に置くこととなり、この結果、通信役務の取引において、MVNOに対し、MNOは競争上優位な地位を獲得することとなる。
- ・ 競争政策の観点からはこのような販売方法は見直されることが望ましい。

現状

- ・ 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」により、端末購入補助は抑制されるようになったが、通信料金のプランは基本的に値下がりにしていない。
- ・ MNOは、端末購入補助をしない代わりに通信料金を通常のプランよりも低くする料金プランを設けているが、MNOの端末を購入することなどの条件がある。

フォローアップにおける論点例

- ・ MNOが新しく設けた端末購入補助をしない代わりに通信料金を通常のプランよりも低くする料金プランは、特定の端末の購入等を条件としており、通信契約と端末販売の分離につながるものとは言えないのではないか(依然として、端末購入補助に偏った競争が行なわれているのではないか。)
- ・ 端末を長期間使用する消費者やSIMフリー端末等を自分で確保する消費者の獲得に向けたMNO間の通信料金による競争が機能していないのではないか。
- ・ 通話、通信ともに利用が少ないユーザー向けのプランがほとんどなく、MNO間の通信料金による競争が機能していないのではないか。

端末へのSIMロック

一 昨年の報告書の概要

- ・ SIMロックは、ユーザーが既に所有する端末を利用して(新規に端末を購入せずに)、新たにMVNOや他のMNOと通信契約を締結すること等を妨げ、スイッチングコストを増加させるものであり、MNO間やMNOとMVNOとの間の競争を阻害する効果を有している。
- ・ 競争政策の観点からは、MNOは、端末へのSIMロックの設定をしないことが望ましい。

現状

- ・ MNO3社のSIMロック解除要件は緩和されたが、依然として端末にSIMロックをかけている。
- ・ 中古端末のSIMロック解除には応じていない。

フォローアップにおける論点例

- ・ そもそもSIMロックは必要か(SIMフリー端末も存在している中、なぜMNOが販売する端末はSIMロックする必要があるのか。持ち逃げへの対策であればネットワーク利用制限で十分ではないか。)
- ・ 例えば、2年以上の長期で契約している支払の信頼がある消費者については、端末の持ち逃げリスクが少ないため、SIMロックをかける必要はないのではないか。
- ・ 中古の端末について、盗品でないことの確認を行うなどの代替手段が考えられるにもかかわらず、MNOがSIMロックの解除を行わないことは、中古端末の流通を制限することになるのではないか。

期間拘束・自動更新付契約等

一 昨年¹の報告書の概要

- ・ 一般に、契約期間の長短及び中途解約に伴う契約解除料の徴収の有無やその金額については、契約当事者が自由に決定すべきことである。一方で、長期の契約とそれに伴う中途解約時の不当に高い契約解除料等によりユーザーを囲い込むことは、競争政策の観点からは望ましくない。
- ・ 中途解約に伴う契約解除料をユーザーから徴収しないこと、又は契約解除料を徴収する場合であっても、契約解除料を必要最小限にすること、契約解除に係る手続を明確かつ簡易にすることが、競争政策の観点から望ましい。

現状

- ・ MNOは、2年経過後はいつでも契約解除料なく解約できる新たなプランを導入したが、依然として期間拘束・自動更新付契約を選択している消費者が多い。

フォローアップにおける論点例

- ・ 期間拘束のないプランを利用しようとする²とすると月額1,500円程度高い料金を支払う必要があるが、これについてどう考えるか。
- ・ 期間拘束のあるプランを途中で解約する場合には9,500円の中途解約金を支払う必要があるが、これについてどう考えるか。
- ・ MNOの新しいプラン(当初2年の期間拘束はあるが、その後は期間拘束がなくなるプラン)をどのように評価するか。
- ・ 端末を4年間の割賦契約として2年経過すれば残債を支払わずに新しい端末に切り替えられるなどのプログラム(将来の端末の下取り、新しい端末を同じ通信会社で購入して、同じプログラム³に加入することが条件)は、2年縛りよりも利用者を強く囲い込むものではないか。

MNOの通信網等(HLR/HSS)に対するアクセス

一 昨年の報告書の概要

- ・ MVNOがHLR/HSSを自ら保有・管理することによって、新たなサービスの提供が可能になり、携帯電話市場におけるサービスの多様化により競争を促進することから、MNOによるHLR/HSSの開放は、競争政策の観点から望ましい。

現状

- ・ 総務省のガイドラインにおいて「開放されることが望ましい機能」として、HLR/HSSが位置付けられ、実際にHLR/HSSの利用を行っている事業者も出てきている。

フォローアップにおける論点例

- ・ 現在のところ、MVNOのHLR/HSSに対するアクセスが進んでおり、今後の開放の状況を注視する必要がある。

端末購入に係る割賦契約

－ 昨年の報告書の概要

- ・ MNOは、自らが提供する割賦契約において、ユーザーとの間で締結する割賦契約の総額を機種ごとに一つの金額に固定している。このため、販売代理店は、自ら設定した販売価格に応じて、MNOの提供する割賦契約の総額を変動させたり、ユーザーから代金の一部の支払を受けて割賦契約の総額を減らしたりすることができず、機種ごとに固定された割賦契約の総額以外の価格で端末を販売することが困難なものとなっている。

現状

- ・ 割賦契約の総額の固定は改善され、販売代理店が割賦販売時の総額及びその配分を独自に設定できるようになっている。

フォローアップにおける論点例

- ・ 割賦契約の総額の固定がなくなった一方、MNO3社間において、販売代理店が動かせる金額の単位に差があり、より細かい金額単位で動かせる方が、販売代理店の販売方法を多様化できるのではないか。

中古端末の流通促進

一 昨年の報告書の概要

- ・ MVNOのユーザーは、MNOのユーザーに比べ、通信契約の締結とは別に端末を購入する場合も多いため、中古端末へのニーズは高く、中古端末市場の活性化は、MVNOの新規参入に資する面もあると考えられる。
- ・ 中古端末の処分に関連して、次の行為を行う場合、MVNOの新規参入を阻害することにもつながる。
- ・ 端末メーカーが、MNOに対し、MNOが下取りを行った端末を国内で再び流通させることを禁止するなど、MNOによる中古端末の流通を制限する行為（拘束条件付取引、取引妨害等）。
- ・ MNOや端末メーカーが、自らが下取りした端末を第三者に販売するに当たり、第三者に対し国内市場での販売を制限する行為（拘束条件付取引等）。

現状

- ・ MNOは一部の端末を国内に卸しているとのことであるが、中古端末の流通数は増加していない。
- ・ 最新のiPhone等の販売において、将来的な端末の下取りを前提とした4年割賦契約が行われるようになった。

フォローアップにおける論点例

- ・ 国内の中古端末市場が伸び悩んでいる要因としてどのようなことが考えられるか。
- ・ MNOが下取りした多くの端末が国内の中古端末市場に流通していないことについてどう考えるか。また、将来の端末の下取り等を前提に端末を4年間の割賦契約として2年経過すれば残債を支払わずに新しい端末に切り替えられるプログラムの影響についてどう考えるか。
- ・ 中古端末について、盗品でないことの確認を行うなどの代替手段が考えられるにもかかわらず、MNOがSIMロックの解除を行わないことは、中古端末の流通を制限することになるのではないか（再掲）⁶。